

泉南市パブリックコメント制度実施要綱の解説

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度について必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市民参加型の公平公正な市政の推進に資することを目的とする。

【 考え方 】

本市においては、「市民参加の市政の実現」を基本的理念として市政運営を推進しており、「パブリックコメント」制度は「市民参加」を推進する手段の一つとして位置づけられるものであり、市の基本的な政策等を策定するに際して、パブリックコメント制度を導入することにより、市民との協働を促進し、市民参加型の市政の実現を目指すものです。

パブリックコメント制度の目的は、行政が政策等を策定する過程において、その案を事前に公表し、市民等からその案に対する意見等の提出を受け、提出された意見等を考慮して最終的な案を決定する過程や、提出された意見に対する行政の考え方を公表することで、市民の行政参画の機会を提供するとともに、行政の市民への「応答義務（説明責任）」を果たすことで、行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図ろうとするものです。

従来からも各課等の判断により、パブリックコメント手続に類似した手法を用いて政策等を策定することもありましたが、本要綱の制定により「パブリックコメント制度」として統一的ルールを制度化するものです。

なお、本制度を要綱により制度化するのは、パブリックコメント制度については、市の政策形成過程を大きく変える制度であり、制度を適正かつ円滑に運用していくためには制度もものものの見直し等も必要であり、改正手続に時間を要しない要綱により制度化するものです。また、本制度については、市民に義務を課したり、権利を付与する制度ではないため、条例によらず要綱により制度化するものです。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な政策の策定にあたり、当該政策の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表

したものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有する者

【 考え方 】

本制度の名称については、平成11年度から国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」いわゆるパブリックコメント手続が実施され、その後多くの地方自治体においてもパブリックコメント制度を実施されるようになり、「パブリックコメント」の名称が一般的に認知されていることから、「パブリックコメント」を制度の名称として用いるものであり、日本語表現の併記はしないものとします。

第1項については、「パブリックコメント制度」について定めるものであり、市の市民への説明責任と市民の意見を述べる機会そして市の応答義務を要綱により一連の取り組みとして確保するものです。

第2項については、本制度における実施機関について定めるものであり、本要綱については、市政全般について適用させるものであるため、議決機関である議会を除く市の機関すべてを本制度の実施機関として位置づけるものです。

第3項については、本制度に基づき意見等を提出できるものについて定めるものであり、幅広く多様な意見等を得るために「広義の市民」を対象とし、市内に在住、在勤、在学の人、市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、団体、本市に対し納税義務を有するもの等をはじめ、パブリックコメント制度に係る事案の利害関係者とします。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画又は指針の策定及びこれらの重要な改定
 - (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例等(条例その他実施機関が制定する例規をいう。)又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に係る案(金銭の賦課徴収に関する部分を除く。)の策定
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が第1条の目的に照らし、パブリックコメント制度を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度を実施しないことができる。
- (1) その策定を迅速又は緊急に行う必要がある場合
 - (2) その策定が軽微な内容のものである場合
 - (3) その策定に関して意見聴取の手続が法令等により定められている場合

【 考え方 】

本条については、本要綱に基づくパブリックコメント制度の対象となる政策等及び対象外とする例外規定について定めるものです。

第1項においては、本制度の対象となる政策等について規定するものです。

第1号に規定する「市の基本的な政策に関する計画又は指針」については、市の将来の政策等についての基本方針、基本的事項を定める計画や指針等をいい、構想・計画・指針・プラン・都市宣言などの名称は問いません。なお、道路や公園など個別地域での整備事業については、原則として本制度の対象外としますが、基本的な考え方が市内全域又は全市民を対象とするものについては対象とします。具体的な例示としては、「総合計画」、「地域防災計画」、「地域福祉計画」などがあり、これらの計画を新たに策定又は改定しようとする場合は、本制度の対象となります。

第2号に規定する「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」については、市政全般又は個別行政分野における基本理念・方針や市政を推進する上での共通の制度を定める条例をいいます。具体的な例示としては、「情報公開条例」や「行政手続条例」などがあります。

また、「市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」については、地方自治法第14条に規定する条例が該当し、市民に具体的に「〇〇しなければならない」というように義務を課したり、「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。具体的な例示としては、「まちづくり条例」や「景観(美化)条例」などがあります。

「金銭の賦課徴収に関する部分」については、市税の賦課徴収、分担金、負担金、使

用料の徴収のことをいい、これらに関しては地方自治法第74条第1項において直接請求の対象から除外されていることを踏まえ、本制度においても対象としません。

なお、第1号及び第2号に該当しない政策等であっても、パブリックコメント制度を実施することを否定するものではなく、実施機関において第1条の目的に合致し、本制度を実施することを必要と判断すれば、第3号を根拠として本制度の対象とすることができるものです。

《 参考 》 【地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋】

第14条

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求することができる。

第2項については、本要綱に基づくパブリックコメント制度において対象外となる例外規定について定めるものです。

第1号に規定する「迅速若又は緊急に行う必要がある」については、市民等の生命や健康を守るため緊急に条例案を上程しなければならない場合や、本制度に要する時間がない場合をいいます。

第2号に規定する「軽微な内容」については、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや、設定・改廃の方法・内容について法令等で定められており、裁量の余地のない場合をいいます。

第2号に規定する「策定に関し、意見聴取の手続が法令等で定められているもの」については、計画等の策定、規制・制度の制定等に関し、公聴会の開催、計画等の縦覧、意見書の提出など意見聴取の手続が法令により定められているものをいい、本制度によらないで市民等の意見が聴取されているので、本制度の対象外とするものです。

具体的に政策等がパブリックコメント制度の対象であるかについては、政策等の策定担当課が本要綱の趣旨及び規定に基づいて判断するものとします。そして、その判断（特にパブリックコメント制度を実施しない場合）の説明責任は、政策等の策定担当課が負うこととなります。

（策定案等の公表）

第4条 実施機関は、パブリックコメント制度を実施しようとするときは、当該対象となる政策の策定の意思決定前に、当該政策の策定の案（以下単

に「策定案」という。)を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により策定案を公表するときは、これに併せて、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 策定案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 策定案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が当該策定案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、広報紙への掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び資料の配付、インターネットを利用した閲覧並びにその他市民が容易に公表に係る情報を入手できる方法により行うものとする。

【 考え方 】

本条については、パブリックコメント制度を実施するにあたっての政策等の案の公表について定めるものです。

パブリックコメント制度については、政策等を策定するにあたって当該政策等の最終的な意思決定前に行うものとし、条例案など議会の議決を要するものについての「策定の意思決定前」とは、議会への議案上程前のことをいいます。

本制度については、その制度設計が意思決定前に1回パブリックコメントを実施することを基本としていますが、市民等からの意見募集を1回しかできないということではなく、構想段階等にアンケートや公聴会など「パブリックインボルブメント（政策等の形成過程において市民の意見・意思を幅広く取り込む機会を設け、政策等に反映する市民参加）」に基づく意見募集を否定するものではありません。

なお、本制度に基づかない意見募集については、意見募集時に募集目的や意見の取扱いを市民に明確にし、パブリックコメント制度と混同されないようにする必要があります。

第2項においては、政策等の案を公表する際に併せて公表する資料等について定めるものです。

公表する内容は、基本的に政策等の案そのものと、当該政策等の案に関連した詳細な資料とし、市民等が政策等の案に対して積極的に意見を提出できるよう、必要かつ充分な資料を用意するものとし、なお、条例案についてパブリックコメント制度を実施する場合は、条文形式の条例案そのものと市民にわかりやすいよう「条例案の骨子等」も併せて公表するものとし、

やむを得ない理由により、政策等の案そのものを公表することができない場合は、その内容を明確に示すもので代用できるものとし、その旨を代用案とともに公表する必要があります。

第2項各号に掲げるものについては、「政策等の趣旨」、「目的」、「内容等」の公表により、「現状の課題認識」、「めざす方向性と目的及び根拠」、「政策等の内容、当該政策

等の実施に伴い予測される影響の程度及び範囲」、「費用対効果や検討した代替案」、「その他政策立案の過程」など、政策等を選択する際の争点が見える必要な事項を定め公表するよう努めるものとします。また、計画の策定又は改定にあたっては、上位計画の概要についても公表するものとします。

第3項においては、パブリックコメント制度を実施するにあたって策定案を公表する方法について定めるものです。

広報紙は、政策等の情報を市民に周知する上において最も効果的な手段であることから、広報方法は「広報せんなん」への掲載を基本とします。

併せて、広報紙の情報を補完するため、インターネットのホームページで本要綱第4条に規定する必要な情報（政策等の案と関連資料）を掲示するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧や配布により、市民が政策等の案の情報を容易に入手できるよう努めるものとします。閲覧場所については、担当課等の窓口や情報公開コーナーなどがあります。

また、紙面の関係により広報紙で十分な情報の公表ができないときは、必要に応じて広報紙への折込等の手段を講じたり、紙面においては政策等の案の概要を掲載し、詳細な資料等の閲覧場所及び入手方法を示す対応をとるものとします。

（意見等の提出期間）

第5条 実施機関は、前条の規定による公表の日から1月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期間を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を1月未満とすることができる。

【 考え方 】

本条については、本制度に基づいて公表した政策等の案に対する意見等の募集期間（提出期間）について定めるものです。

意見等の提出期間については、市民等が政策等の案について理解し意見等を提出できるよう十分な時間を設けるものとし、国の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の意見・情報の募集期間や、他のパブリックコメント制度における意見募集期間を参考として、政策等の案の公表の日から1月以上の期間を確保することを原則とします。

パブリックコメント制度は、事前の準備、意見等の募集期間、意見等の集約と検討の期間など、かなりの期間を要することから、この期間をスケジュール的にどうしても確保できないときや緊急の場合は、その理由を付して期間を短縮できることを特例として第2項において定めるものです。

(意見等の提出方法)

第6条 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

【 考え方 】

本条については、本制度に基づき意見等を提出する場合の提出方法等について定めるものです。

意見等の提出については、それが文書又は電子的記録として残るものに限り、口頭（電話等を含む。）により直接聴取する方法はとらないものとし、その方法としては、実施機関の窓口への提出、郵便、ファクシミリ、電子メールとします。

「その他実施機関が認める方法」については、郵便、ファクシミリ、電子メールに準じるような通信手段が普及した場合に、市民の便宜を図るために採用する方法をいいます。

意見等を提出する際に住所、氏名等を明記してもらふ理由は、住民自治の観点から市民にも責任ある対応をとってもらふためです。記名のない意見に対しては、応答する義務は生じないものとしますが、政策等に反映すべき意見は積極的に採り入れていくものとします。

提出に使用する言語については、日本語を原則とします。仮に、他の言語で提出された場合は、日本語訳の添付を求めることができるものとします。なお、点字の場合は、そのまま受領し、市で翻訳することとします。

意見等を提出した方の氏名等を公表するのは、政策等の案を公表するときにあらかじめその旨を明記している場合に限り、明示していない場合は、泉南市個人情報保護条例の規定により公表してはならないものとします。

(意思決定及び公表)

第7条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定の意思決定（以下単に「意志決定」という。）を行うものとする。

- 2 実施機関は、策定案のとおり意思決定を行ったときは提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方を、策定案を修正して意思決定を行ったときはこれらに併せてその修正内容についても公表しなければならない。ただし、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）第9条の規定による非公開情報に該当する情報は、除くものとする。
- 3 第4条の規定は、前項の規定による公表の方法について、準用する。

【 考え方 】

本条については、本要綱に基づくパブリックコメント制度の実施により提出された意見等の取扱いについて定めるものです。

実施機関は、本要綱の規定に基づき、提出された意見等を考慮して意思決定を行いますが、提出された意見等を必ず採り入れるということではなく、提出された意見等を十分考慮して、その上で政策等の策定の意思決定を行うものとし、提出された意見等を十分考慮し、合理的な説明ができるのであれば、提出された意見等を必ず採り入れる責務はありません。

パブリックコメント制度は、第1条に掲げる目的の達成のために、市の情報収集源の拡大と多様化を図るもので、公表した案の賛否を問うものではないため、賛否の結論のみを示した意見に対しては、市の考え方を示す必要はないものとし、そのような意見があったことは数字で示すなどの方法で公表する必要があるものとし、

公表の時期は、条例案については当該条例案の議会提出前、その他の政策等については当該政策等の実施前とし、適切な公表期間を設けるものとし、また、公表の方法については、政策等の案の公表の方法と同様の方法により行います。

市民等から提出された意見等については、原則としてすべて公表しますが、提出された意見等の中に個人に関する情報など「泉南市情報公開条例」第9条に規定する非公開情報に該当するものが含まれる場合は、その部分については非公開とします。また、第三者を誹謗中傷するなど公序良俗に反するものについても公表しません。

提出された意見等に類似したものがある場合には、事務の効率性を考慮して、これらを集約するなど適宜整理した上で、実施機関の考え方を付して公表することとします。

提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとし、また、実施機関の考え方を示すにあたっては、市民等にわかりやすい表現に努めるものとし、

《 参考 》 【泉南市情報公開条例（平成11年条例第17号）抜粋】

（公開してはならない情報）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開をしてはな

らない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
 - ア 法令若しくは条例等(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされている情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより公開しても、この号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められる情報
 - エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報
- (2) 法令等の規定により公開することができないとされている情報
- (3) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全確保に支障が生じるおそれ又は不当な差別による人権侵害を生ずるおそれがある情報

(意思決定過程の特例)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関又は実施機関が設置するこれに準ずる機関が第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策の策定を行う場合においては、この要綱の規定は適用しない。

【 考え方 】

本条については、市が附属機関である審議会等の答申等を受けて、その答申等の内容で政策等の意思決定を行う場合、附属機関等がその答申等を審議する過程において、本要綱に定める手続に準じた手続を実施している場合は、再度同様の手続を実施することは、効率性や費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、附属機関等の手続を本要綱に基づく手続とみなすという本制度における特例について定めるものです。

《 参考 》 【地方自治法抜粋】

第138条の4

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、パブリックコメント制度を実施している策定案について、その一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、策定案の名称、策定案の公表日、意見募集期間、策定案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

【 考え方 】

本条については、パブリックコメント制度の周知及び適正な執行を図るため、市民がいつ、どのような案件がパブリックコメント制度の対象となっているかということ容易に知ることができるよう、パブリックコメント制度を実施しているもの、今後実施するものについて、その実施案件や実施状況を一覧にし、公表することについて定めるものです。なお、公表の方法については、政策等の案の公表方法に準じて行うものとします。

一覧表を作成し、公表する事務についてはパブリックコメント制度の所管課が行うものとします。パブリックコメント制度の所管課は、対象となる政策等が正当な理由なしに本制度を経ないことがないように、対象となる政策等の把握に努め、パブリックコメント制度に関して進捗状況を管理する必要があるものとします。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【 考え方 】

パブリックコメント制度は、実際に政策等を策定する所管課が事務手続きを行っていきませんが、制度の適正かつ円滑で統一的な実施を図るため、制度の統轄・管理はパブリックコメント制度を所管する課が行うものとします。

また、この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定め、統一のルールで実施していくものとします。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月 / 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、前項の施行の日以後に実施機関が策定する政策について適

用し、施行の際既に立案過程にある政策については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

【 考え方 】

本要綱の規定によるパブリックコメント制度については、本要綱の施行日以後に政策等を策定する場合に実施するものとします。

施行日において既に策定中の政策等については、今後のスケジュール等に配慮し、本要綱に基づくパブリックコメント制度の実施は義務づけられませんが、政策等の策定期間、策定過程、実施時期などを考慮して、可能な限りパブリックコメント制度に準じて最終案の公表や寄せられた意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表するよう努めるものとします。